

山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）のうち、測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号第2条第3項の前払金保証事業の対象となる事業に限る）に関する業務委託における前払金の支払いに関する必要な事項については、山口市建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領の例による。この場合において、「山口市」とあるのは「山口市上下水道事業」に、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 山口市上下水道事業管理者
受託者住 所
商号又は名称
代表者職氏名
登録番号 T
担当者氏名
担当者電話番号

前払金支払請求書

保証事業会社の保証証書を添えて下記のとおり前払金の支払を請求します。

記

前払金請求金額 (10%対象)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内消費税額 (10%)										
業 務 名										
履 行 場 所	山口市									
履 行 期 間	着 手 期 日					年 月 日				
	完 了 期 日					年 月 日				
委 託 料 の 額	円									
契 約 年 月 日	年 月 日									

振 込 先 金 融 機 関											
名 称						店 名					
金融機関 コード						店番号					
預金種別	普通 当座	フリガナ									
		口座名義									

(注) 口座名義欄のフリガナは金融機関に御確認の上、必ず所定の様式で記入してください。